

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-0008-1
提出年月日	2022年11月9日

女川原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料
(既存条文 先行BWRプラントとの比較表)

【117条, 118条抜粋】

2022年11月

東北電力株式会社

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>（所員への保安教育）</p> <p>第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり，具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め，これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>（1）原子力人財育成センター所長は，毎年度，原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1，2，3の実施方針に基づいて作成し，原子炉主任技術者及び所長の承認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>（2）原子力人財育成センター所長は，（1）の保安教育実施計画の策定にあたり，第6条第2項に基づき保安委員会の承認を得る。</p> <p>（3）各GMは，（1）の保安教育実施計画に基づき，保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は，毎年度に実施結果を所長及び原子力・立地本部長へ報告する。</p> <p>ただし，各GMが，定められた基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については，該当する教育について省略することができる。</p> <p>（4）原子力人財育成センター所長は，具体的な保安教育の内容について，定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>第10章 保安教育</p> <p>（所員への保安教育）</p> <p>第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり，具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施要領書」に基づき，次の各号を実施する。</p> <p>（1）技術課長は，毎年度，原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1，2，3の実施方針に基づいて作成し，原子炉主任技術者の承認を得て所長の承認を得る。</p> <p>（2）技術課長は，（1）の保安教育実施計画の策定にあたり，第7条第2項に基づき運営委員会の承認を得る。</p> <p>（3）各課長は，（1）の保安教育実施計画に基づき，保安教育を実施する。技術課長は，年度毎に実施結果を所長へ報告する。</p> <p>ただし，各課長が，定められた基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については，該当する教育について省略することができる。</p> <p>（4）各課長は，保安教育の具体的な内容について，定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>TS-23 教育訓練について</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉 (令和2年11月9日施行)		女川2号炉案		差異理由
所員への保安教育実施方針(総括表)				
表 118-1				
表 117-1				
所員への保安教育実施方針(総括表)				
表 117-1				

(補足)
 柏崎の表内の赤字下線部は新規規制基準保安規定に伴う変更箇所を示す

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表 1117-2	表 1118-2	柏崎刈羽7号炉 (令和2年11月9日施行)	女川2号炉案	差異理由
<p>表 1117-2</p> <p>所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）</p> <p>表 1117-2</p>	<p>表 1118-2</p> <p>所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）</p> <p>表 1118-2</p>	<p>表 1118-2</p> <p>所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）</p> <p>表 1118-2</p>	<p>表 1117-2</p> <p>所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）</p> <p>表 1117-2</p>	<p>表 1117-2</p> <p>所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）</p> <p>表 1117-2</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>（協力企業従業員への保安教育）</p> <p>第119条 各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 発電GMは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1、2、3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の承認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>4. 発電GM又は燃料GMは、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1、2、3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の承認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>5. 各GMは、火災、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表118-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育（火災発生時の措置に関すること、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること（重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む））の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者及び所長の承認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>6. 各GMは、第3項、第4項及び第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び原子力・立地本部長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>（協力企業従業員への保安教育）</p> <p>第118条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表118の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会い、その結果を総務課長に報告する。</p> <p>ただし、総務課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表118の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会い、その結果を放射線管理課長に報告する。</p> <p>ただし、放射線管理課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 発電管理課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1、2、3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者の承認を得て所長の承認を得る。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料取替に関する業務の補助を協力会社が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1、2、3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者の承認を得て所長の承認を得る。</p> <p>5. 各課長は、火災、重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力企業が行う場合、当該業務に従事する従業員に対し、安全上必要な教育が表117-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育（火災発生時の措置に関すること、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること（重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む。））の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の承認を得て所長の承認を得る。</p> <p>6. 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>TS-23 教育訓練について</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(1) 発電所入所時に安全に必要な教育				
<p>表 119</p> <p>保安教育実施方針（協力企業）</p> <p>※1：各O/Mが、別途定められた基準に従い、各項目の全部または一部において十分な知識及び技能を有している者については、該当する教育について省略することができる。 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。 ◎：全員が教育の対象者 ○：業務に関連する者が教育の対象者 ×：業務の対象外 ()：合計教育時間</p>				
(2) 放射線業務従事者に対する教育				
<p>表 118</p> <p>保安教育の内容</p> <p>※1：各O/Mが、別途定められた基準に従い、各項目の全部または一部において十分な知識及び技能を有している者については、該当する教育について省略することができる。 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。 ◎：全員が教育の対象者 ○：業務に関連する者が教育の対象者 ×：業務の対象外 ()：合計教育時間</p>				